

豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例

新旧対象表

(現 行)	(改 正 後)
(学級の編制の基準) 第5条 (省 略) 2 1学級の園児数は，満3歳以上満4歳未満の園児については25人以下を原則とし，満4歳以上の園児については<u>35人</u>以下を原則とする。 3 前項の規定にかかわらず，教育及び保育を適切に行うことができると市長が認める場合には，満3歳以上満4歳未満の園児で編制する1学級の園児数は，<u>35人</u>以下とすることができる。 4 (省 略) (職員の数等) 第6条 幼保連携型認定こども園には，学級ごとに担当する専任の主幹保育教	<u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第4条の3 幼保連携型認定こども園の設置者は，法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき，児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し，及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため，児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち，支配性，継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> (学級の編制の基準) 第5条 (省 略) 2 1学級の園児数は，満3歳以上満4歳未満の園児については25人以下を原則とし，満4歳以上の園児については<u>30人</u>以下を原則とする。 3 前項の規定にかかわらず，教育及び保育を適切に行うことができると市長が認める場合には，満3歳以上満4歳未満の園児で編制する1学級の園児数は，<u>30人</u>以下とすることができる。 4 (省 略) (職員の数等) 第6条 幼保連携型認定こども園には，学級ごとに担当する専任の主幹保育教

(現 行)	(改 正 後)
論，指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を 1 人以上置かなければならない。 2 (省 略) 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満 3 歳未満の園児については，その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は，次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし，当該職員の数は，常時 2 人を下ってはならない。 表の部分 (省 略) 備考 1 この表に定める員数は，副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し，かつ，児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 1 8 条の 1 8 第 3 項に規定する保育士登録，大阪府の区域に係る同法第 1 8 条の 2 8 第 2 項に規定する地域限定保育士登録又は大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 9 号）附則第 1 5 条第 3 項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録（以下これらを「登録」という。）を受けたものに限る。），教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し，かつ，登録を受けたものに限る。），主幹保育教諭，<u>指導保育教諭</u>，保育教諭，助保育教諭又は講師であって，園児の教育及び保育に直接従事するものの数をいう。 2～4 (省 略)	論，指導保育教諭，<u>主務保育教諭</u>又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を 1 人以上置かなければならない。 2 (省 略) 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満 3 歳未満の園児については，その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は，次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし，当該職員の数は，常時 2 人を下ってはならない。 表の部分 (省 略) 備考 1 この表に定める員数は，副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し，かつ，児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 1 8 条の 1 8 第 3 項に規定する保育士登録，大阪府の区域に係る同法第 1 8 条の 2 8 第 2 項に規定する地域限定保育士登録又は大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 9 号）附則第 1 5 条第 3 項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録（以下これらを「登録」という。）を受けたものに限る。），教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し，かつ，登録を受けたものに限る。），主幹保育教諭，<u>指導保育教諭</u>，<u>主務保育教諭</u>，保育教諭，助保育教諭又は講師であって，園児の教育及び保育に直接従事するものの数をいう。 2～4 (省 略) <u>5 備考の 1 に定める者については，1 人に限って，当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，心理担当職</u>

(現 行)	(改 正 後)
4 (省 略) 5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。 (1) (省 略) (2) 主幹養護教諭，<u>養護教諭</u>又は養護助教諭 (3) (省 略) (学校教育法施行規則の準用) 第17条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）<u>第14条第6項</u>に規定する園児（以下この条において「園児」という。）が」と、「児童の」とあ	<u>員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科，研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて，個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて，障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し，かつ，子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし，当該特定理学療法士等は，補助者として従事する場合を除き，教育課程に基づく教育に従事してはならず，当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては，備考の1に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 4 (省 略) 5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。 (1) (省 略) (2) 主幹養護教諭，<u>主務養護教諭，養護教諭</u>又は養護助教諭 (3) (省 略) (学校教育法施行規則の準用) 第17条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）<u>第14条第7項</u>に規定する園児（以下この条において「園児」という。）が」と、「児童の」とあ

(現 行)	(改 正 後)																		
るのは「園児の」と読み替えるものとする。 (豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用) 第18条 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第8条、第9条、第11条、第13条、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第34条第8号、第35条(後段を除く。))並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	るのは「園児の」と読み替えるものとする。 (豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用) 第18条 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第8条、第9条、第11条、第13条、第15条(第4項ただし書を除く。))、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第34条第8号、第35条(後段を除く。))並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。																		
<table><tr><th colspan="3">(省 略)</th></tr><tr><td>第6条第1項</td><td>入所している者</td><td>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号) <u>第14条第6項</u>に規定する園児(以下「園児」という。)</td></tr><tr><th colspan="3">(省 略)</th></tr></table>	(省 略)			第6条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号) <u>第14条第6項</u> に規定する園児(以下「園児」という。)	(省 略)			<table><tr><th colspan="3">(省 略)</th></tr><tr><td>第6条第1項</td><td>入所している者</td><td>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号) <u>第14条第7項</u>に規定する園児(以下「園児」という。)</td></tr><tr><th colspan="3">(省 略)</th></tr></table>	(省 略)			第6条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号) <u>第14条第7項</u> に規定する園児(以下「園児」という。)	(省 略)		
(省 略)																			
第6条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号) <u>第14条第6項</u> に規定する園児(以下「園児」という。)																	
(省 略)																			
(省 略)																			
第6条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号) <u>第14条第7項</u> に規定する園児(以下「園児」という。)																	
(省 略)																			
2 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)	2 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)																		

(現 行)	(改 正 後)
第 6 2 条第 1 項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。)を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設（社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 6 2 条第 1 項に規定する社会福祉施設をいう。））」と、設備については「他の学校、社会福祉施設（社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 6 2 条第 1 項に規定する社会福祉施設をいう。）等」と、同条第 2 項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）<u>第 1 4 条第 6 項</u>に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって」と読み替えるものとする。 附 則 1 ～ 8 （省 略） 9 第 6 条第 3 項の表備考の 1 に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。	第 6 2 条第 1 項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。)を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設（社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 6 2 条第 1 項に規定する社会福祉施設をいう。））」と、設備については「他の学校、社会福祉施設（社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 6 2 条第 1 項に規定する社会福祉施設をいう。）等」と、同条第 2 項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）<u>第 1 4 条第 7 項</u>に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって」と読み替えるものとする。 附 則 1 ～ 8 （省 略） 9 第 6 条第 3 項の表備考の 1 に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、<u>主務養護教諭及び養護教諭</u>として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

(現 行)	(改 正 後)
10～12 (省 略) 13 <u>附則第 9 項から前項までの規定により第 6 条第 3 項の表備考の 1 に定める者を小学校教諭等免許状所持者</u>，市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては，当該<u>小学校教諭等免許状所持者</u>，市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は，同項の規定により置かなければならない職員の数の 3 分の 1 を超えてはならない。 附 則 1 (省 略) 2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み，教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合における第 1 条の規定による改正後の豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例第 6 条第 3 項の規定の適用については，当分の間，同項の表中「2 5 人」とあるのは「3 0 人」と，「1 5 人」とあるのは「2 0 人」とする。	10～12 (省 略) 13 <u>第 6 条第 3 項の表備考の 5 及び附則第 9 項から前項までの規定により第 6 条第 3 項の表備考の 1 に定める者を特定理学療法士等，小学校教諭等免許状所持者</u>，市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては，当該<u>特定理学療法士等，小学校教諭等免許状所持者</u>，市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は，同項の規定により置かなければならない職員の数の 3 分の 1 を超えてはならない。 14 <u>第 6 条第 3 項の表備考の 5 及び附則第 1 1 項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には，当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考の 1 に定める者（同表備考の 5 ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 附 則 1 (省 略) 2 <u>園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み，教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合における第 1 条の規定による改正後の豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例第 6 条第 3 項の規定の適用については，当分の間，同項の表中「2 5 人」とあるのは「3 0 人」とする。</u> 3 <u>園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み，教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合における第 1 条の規定による改正後の豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に</u>

(現 行)	(改 正 後)
3 子どもに対する教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合における第2条の規定による改正後の豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定の適用については、当分の間、同項の表中「15人」とあるのは「20人」と、「25人」とあるのは「30人」とする。 4 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合における第3条の規定による改正後の豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「15人」とあるのは「20人」と、「25人」とあるのは「30人」とする。 5 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合における第4条の規定による改正後の豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2	<u>関する基準を定める条例第6条第3項の規定の適用については、令和10年3月31日までの間、同項の表中「15人」とあるのは「20人」とする。</u> 4 <u>子どもに対する教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合における第2条の規定による改正後の豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定の適用については、令和10年3月31日までの間、同項の表中「15人」とあるのは「20人」とする。</u> 5 <u>子どもに対する教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合における第2条の規定による改正後の豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定の適用については、当分の間、同項の表中「25人」とあるのは「30人」とする。</u> 6 <u>保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合における第3条の規定による改正後の豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定の適用については、令和10年3月31日までの間、同項中「15人」とあるのは「20人」とする。</u> 7 <u>保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合における第3条の規定による改正後の豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「25人」とあるのは「30人」とする。</u> 8 <u>保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合における第4条の規定による改正後の豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第</u>

(現 行)	(改 正 後)
項，第 4 5 条第 2 項及び第 4 8 条第 2 項の規定の適用については，当分の間，これらの規定中「1 5 人」とあるのは「2 0 人」と，「2 5 人」とあるのは「3 0 人」とする。	<u>2 項，第 4 5 条第 2 項及び第 4 8 条第 2 項の規定の適用については，令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの間，これらの規定中「1 5 人」とあるのは「2 0 人」とする。</u> <u>9 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み，保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合における第 4 条の規定による改正後の豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 3 0 条第 2 項，第 3 2 条第 2 項，第 4 5 条第 2 項及び第 4 8 条第 2 項の規定の適用については，当分の間，これらの規定中「2 5 人」とあるのは「3 0 人」とする。</u>